

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和７年５月２８日 東京法務局江戸川出張所 登記官 大森 尉匡
記

意見又は資料の提出先

〒１０２－８２２５

東京都千代田区九段南一丁目１番１５号九段第２合同庁舎

東京法務局民事行政部不動産登記部門

０３－５２１３－１２３４（内線２３２３）